

SSBJ基準、公表議決—SSBJ

去る2月19日、SSBJは第49回サステナビリティ基準委員会を開催した。

昨年3月29日に公表されたサステナビリティ開示ユニバーサル基準およびサステナビリティ開示テーマ別基準の公開草案（以下、あわせて「本公開草案」という）に寄せられたコメントへの対応案について、審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。
公開草案を再度公表する必要の有無に関する検討

公益財団法人財務会計基準機構「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」19条5項では、「サステナビリティ開示基準等を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する」と定められているため、事務局は本公開草案公表以後に修正した事項について、公開草案を再度公表する必要の有無を検討することとした。

事務局は本公開草案からの変更点について、新たな論点とな

り得る新しい事実等が識別される可能性があったことから、「指標の報告のための算定期間」については、2024年11月に公開草案を公表している。その他の変更点については本公開草案に寄せられたコメントを踏まえて修正したものであり、今後新たに公開草案を公表したとしても新たな論点等が識別される可能性が低いことから、再度公開草案を公表する必要はないとの考えを示した。

委員からは賛意が聞かれた。

SSBJ基準、公表議決

これまで審議された文案について前回までの意見を踏まえた修正案が事務局から示された。委員からは内容に関する異論は聞かれず、「サステナビリティ開示基準の適用」、「一般開示基準」、「気候関連開示基準」、の3つのSSBJ基準について、全委員の賛成で議決された。なお、公表時期については3月上旬頃を予定している。

VCFファンドの出資持分に関する金融商品実務指針、次回公表議決—ASBJ

去る2月17日、企業会計基準委員会は、第541回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。
令和7年度税制改正への対応

2月4日に国会に提出された「所得税法等の一部を改正する法律」にて、防衛特別法人税（仮称）の創設が盛り込まれている。防衛特別法人税は、法人税額から500万円を控除した額を課税標準とする税率4%の新たな付加税として創設されるもので、2026年4月1日以後に開始する事業年度から課される予定。

これに伴い、改正税法が2025年3月31日までに成立した場合を想定し、主として2025年3月31日に決算日を迎える企業における防衛特別法人税の取扱いについて、補足文書において情報を提供することが提案された。

文案も示され、改正税法が2025年3月31日までに成立した場合、同日に決算日を迎え

移管指針の修正

前回親委員会（2025年2月20日号（No.1735））情報ダイジェスト参照）の議論を踏まえ、リース会計基準の公表に伴い改正した移管指針13号「特別

目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ&A」の適用時期の明確化の修正を行う、移管指針「移管指針の適用」の修正について審議された。形式的な変更のため、公開草案の公表が不要な「企業会計基準等の修正」に該当する。委員から異論は聞かれず、公表について、了承された。

継続企業に関する会計基準

第531回親委員会（2024年9月10日号（No.1720））情報ダイジェスト参照）において新規テーマとされた継続企業に関する会計基準の開発について、基準開発の進め方について審議が行われた。

また、日本公認会計士協会の参考人から、本プロジェクトに関連するISA 570「継続企業」の改訂内容の説明がされた。

継続企業に関する会計基準の開発は移管プロジェクトの一環で進めているものであることを踏まえると、監査・保証実務委

員会報告74号「継続企業の前提

に関する開示について」(以下、「報告74号」という)を会計基準に移管することを優先的な課題とし、次のようにフェーズ分けしながら対応を行う方向性が示された。

- (1) フェーズ1(本プロジェクトの範囲)

報告74号をASBJの会計基準に移管することが優先的な課題であるため、報告74号で定められている内容のうち会計に関する内容を基本的にはそのまま移管する。

また、継続企業の前提の評価期間の起点の検討課題については、国際監査基準と整合性を図るべきかどうかについて検討を行う。

(2) フェーズ2

継続企業の前提に関する判断基準の検討課題について、このフェーズで検討を実施する。また、他に継続企業に関する実務を変更することが考えられる論点があれば、このフェーズにおいて検討を実施する。

(3) 具体的な検討の方向性

また、具体的にフェーズ1として次の順で検討を進める方向性が示された。

- ① 報告74号の定めの内容について移管する対象(会計に関する定め)の特定
- ② 継続企業の前提の評価期間の起点の検討
- ③ 会計基準等の文案の検討

*

委員からは、賛意が聞かれた。
年次改善プロジェクト

前回親委員会(2025年2月20日号(No.1735)情報ダイジェスト参照)に引き続き、2024年次改善プロジェクトによる次の改正について文案等が示され、審議が行われた。

- ・ 包括利益の表示に関する改正
- ・ 特別法人事業税の取扱いに関する改正
- ・ 改正実務対応報告10号「種類の株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」

委員から異論は聞かれなかった。

次回親委員会(3月4日開催予定)で公表議決される予定。

会計・監査・開示
 来し方行く末
 上場企業に対する規制等③-1
 東証規則(適時開示(1))
 市川 育義
 公認会計士

今回から東証規則による適時開示制度を取り上げる。

東証は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであるという基本認識のもと、上場規程のなかに会社情報の適時開示に関する規定を設け、上場会社に対して、重要な会社情報を適時、適切に開示すること(適時開示)を義務づけている。

適時開示は、有価証券報告書等の法定開示に比べ、投資判断に影響する重要な会社情報を、幅広く、かつ、タイムリーに投資者に伝えるものとして、多くの投資者が注目しており、上場有価証券の価格形成に重要な役割を果たしている。

今回は、東証規則による適時開示制度のうち、開示内容について説明する(次回に続く)。

① 概要

適時開示が求められる会社情報は、有価証券の投資判断に重要な影響を与える上場会社の業務、運営または業績等に関する情報であり、具体的には次の種類に区分される。

「上場会社の情報」
 決定事実、発生日実、決算

情報、業績予想や配当予想の修正等、その他の情報
 「子会社等の情報」
 決定事実、発生日実、業績予想の修正等

② 決定事実

決定事実としては、増資、減資、自己株式の取得、配当、合併、公開買付け、子会社等の異動、代表取締役の異動、公認会計士等の異動、継続企業の前提に関する事項の注記等がある。

近年、決定事実である「有価証券報告書・半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出」が目立っているように思われるが、これは、コロナ禍明けでリモートワークから通常出社に移行するなかで会計不正が発覚するケースが増えていることも一因といえるであろう。

③ 発生日実

発生日実としては、災害の発生、主要株主の異動、訴訟の提起・判決、親会社の異動、その他の関係会社の異動、株主総会の招集請求、公認会計士等の異動、有価証券報告書・半期報告書の提出遅延、不適正意見意見不表明、継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正意見

内部統制監査報告書における不適正意見・意見不表明等がある。
 (a) 株主総会の招集請求
 わが国に2015年に導入されたコーポレートガバナンス・コードは、今年10年目を迎え、東証による市場改革もその成果が徐々にみえてきつつあるなかで、日本の資本市場もようやく海外の投資家から注目される存在になってきたといえる。その影響は、株価のみならず、アフティビストの健全な活動が緊張感のある企業経営にもつながり、場合によっては、臨時株主総会の招集を請求するケースもみられるようになってきた。

(b) 公認会計士等の異動、不適正意見・意見不表明・継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正意見
 2023年4月1日に施行された改正公認会計士法により、上場会社を担当する監査人は、公認会計士等のうち上場会社等監査人登録制度の審査を受け名簿に登録された者でなければ監査できなくなった(一定の経過措置あり)。こうした厳しい環境のなか、場合によっては意見不表明や不適正意見を表明したり、期中に辞任を申し出るようなことも増えてきたように思われる。

バーチャルPPPAの実務対応報告 案、公表議決へ—ASBJ、実務対応専門委

去る2月13日、企業会計基準委員会が、第167回実務対応専門委員会を開催した。

前回専門委員会（2025年2月20日号（No.1735）情報ダイジェスト参照）に引き続き、バーチャルPPPAの会計上の取扱いについて審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。2月17日開催の第541回親委員会でも同テーマについて審議が行われた。

現在検討されている制度変更の可能性への対応の検討

事務局提案では、需要家が自己使用目的で化石価値を購入することを前提としている。この自己使用目的に関して、制度の変更により持株会社等がグループ会社の需要状況に応じて契約を締結できるようになった場合も「自己使用目的」に該当し得るのか、またそのような制度の変更と考え方について経緯等の記載に反映されるのか確認したい、との意見が聞かれた。自己使用目的については、制度上、実質的に需要家自らの非

においてその旨と制度の変更が確定した場合の会計処理の基本的な考え方を追加し、関係者からコメントを求めることを提案した。

専門委員からは、おおむね賛意が聞かれた。

第541回親委員会でも、賛成意見が聞かれた。

文案等の検討
「実務対応報告公開草案」と「コ

メントの募集及び公開草案の概要」の文案の審議が行われた。専門委員から特段の異論は聞かれず、第541回親委員会でも、おおむね賛同の意見が聞かれた。

次回親委員会（3月4日開催予定）で公開草案の公表議決がされる予定。

会計

金融資産の減損に関するIFRS 9号の設例の取り入れ、検討

—ASBJ、金融商品専門委

去る2月13日、企業会計基準委員会が、第233回金融商品

専門委員会を開催し、金融資産の減損について審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

2月17日開催の第541回親委員会でも同テーマについて審議が行われた。

IFRS 9号の定めの取り入れ

これまで取り入れのイメージが示されていなかったIFRS 9号「金融商品」B5.5.12項からB5.5.15項について、次の取り入れ方が提案された（以下、B5.5.10項を「○項」

いアプローチの考慮事項を定め、新適用指針に取り入れる。

(2) 13項および14項

13項は、SICRの判定に際して金融商品の特性および同様の金融商品についての過去のデフォルトのパターンを考慮するとともに、一定の場合にはSICRを判定するために今後12カ月にわたるデフォルト発生リスクの変動を使用することができ

る旨、14項は、13項の今後12カ月にわたるデフォルト発生リスクの変動を使用することが適切でない場合を定めている。

「金融商品」を「債権等」に置き換えたうえで、新適用指針に取り入れる。

(3) 15項

15項は、SICRが生じているかを判定する際に、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で、金融商品に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏づけ可能な情報を考慮することを定めるとともに、その際に情報の網羅的な探索を行う必要はない旨を定めている。

新適用指針に取り入れる。

* 専門委員および第541回親委員会では、方向性に異論は聞かれなかった。

ステップ4のオプション

第539回親委員会(2025年2月10日号(No.1734))情報ダイジェスト参照)で、ステップ4のオプションB-1「わが国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法」において、債務者区分について区分1〜5の名称を用いる事務局案が示されており、「旧金融検査マニュアルの名称のほうがわかりやすい」等の意見が聞かれていた。

今回、事務局より、「正常先」、「要注意先」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」の旧金融検査マニュアルで使用されている名称を使用する再提案がされた。

また、正常先における内部信用格付の3つの小区分について、前回提案の区分1-1-1-1-3の名称ではなく「優良格付」、「中間格付」、「要判定格付」との名称とする案が示された。

専門委員から、区分名称に賛成する意見が聞かれたが、「区分1、2、3の名称がシンプルでいいのでは」、「債務者区分に『格付』という単語は含まれていないため、整合性の観点から、小区分について、『格付』は不要ではないか」との意見も聞かれ

た。

また、第541回親委員会では、賛成意見が聞かれたが、「名前を付ける必要があるか疑問」との意見も聞かれた。

IFRS9号設例の取り入れ

IFRS9号の設例1から設例12を新適用指針に取り入れるか否かについて、事務局から、設例11「契約上のキャッシュ・フローの条件変更」以外を取り

入れる案が示された。

設例11は、本プロジェクトにおいてIFRS9号の条件変更に関する定めは取り入れないとしたことから、除外されている。専門委員から「設例の内容が最低限要求されることではないことを明確にしてほしい」との意見が聞かれた。

第541回親委員会では、特段異論は聞かれなかった。

金融

顧客信頼を根底から揺るがす銀行貸金庫の不正

みずほ銀行の行員が2019年、顧客2人の貸金庫から数千万円を盗んでいたことが明らかになった。三菱UFJ銀行でも、2020年4月から東京都内の店舗で、元行員による大規模な貸金庫窃盗が行われ、被害総額は14億円に及んでいる。

金融庁は貸金庫の管理体制の点検を金融機関に求めており、今後の貸金庫サービスの存続自体が問われている。銀行の貸金庫は、顧客の貴重品等を安全に保管する目的で提供されているが、その信頼性は「行員による不正行為はない」という前提に

依存していた。一連の事件は、内部犯行に対する管理体制の脆弱性を浮き彫りにしたといえる。

従来、貸金庫の管理は支店レベルで完結するしくみとなっており、本部がリアルタイムで監視するしくみにはなっていなかった。物理的な鍵と監視カメラ、そして銀行員の倫理観に依存する形で運用されていたが、その限界が露呈した。特に、三菱UFJ銀行の事件では、元行員が約70人の顧客の貸金庫から金品を盗み続けていた点が問題視される。監視体制が機能して

経理用語の豆知識



リースに関する会計

リースに関する会計基準は、リースを「原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部をいう」と定義し、借手のリースと貸手のリースの会計処理について定めている。

借手は、リース開始日にリース負債を計上し、当該リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用および資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除した額により使用権資産を計上する。リース負債の計上額を算定するにあたって、原則としてリース開始日において未払であるリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定する方法による。

貸手は、ファイナンス・リース(所有権移転と所有権移転外)とオペレーティング・リースとに分類し、ファイナンス・リースは通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理で、オペレーティング・リースは通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う。



リスク対応手続

監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、識別し評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応して立案し実施する監査手続をいう。リスク対応手続は運用評価手続と実証手続で構成される。

運用評価手続は、アサーション・レベルの重要な虚偽表示を防止または発見・是正するため内部統制について、その運用状況の有効性を評価するために立案し実施する監査手続をいう。実証手続は、アサーション・レベルの重要な虚偽表示を看過しないよう立案し実施する監査手続をいい、①詳細テスト(取引種類、勘定残高および注記事項に関して実施する)、②分析の実証手続、で構成される。

特別な検討を必要とするリスクに対しては、内部統制に依拠しようとする場合には、当年度の監査においてこれに関連する内部統制の運用評価手続を実施する。実証手続ではそのリスクに個別に対応する手続を実施し、実証手続のみを実施する場合は詳細テストを含めることになる。

